

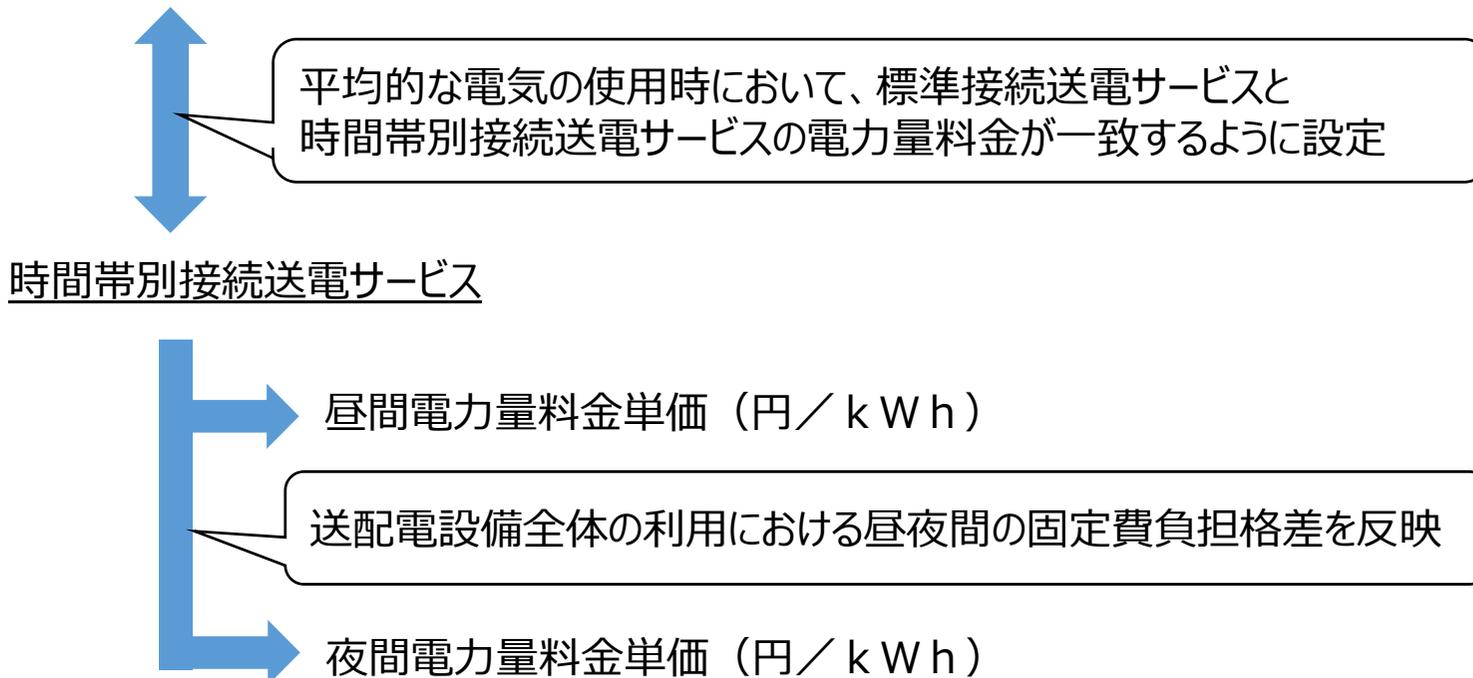
ご指摘事項への回答について (時間帯別料金)

平成 27 年 1 1 月

関西電力株式会社

- 低圧託送における時間帯別送電サービス料金は、平均的な電気の使用時において、標準接続送電サービスと時間帯別接続送電サービスの電力量料金が一致するように、設定しております。
- 低圧託送の昼夜間の電力量料金単価については、送配電設備を需要のピークに対応するように形成している実態を踏まえ、特別高圧・高圧託送と同様に、送配電設備全体の利用における昼夜間の固定費負担格差を用いて設定しております。

$$\text{電力量料金回収分} \div \text{料金対象電力量} + \text{電源開発促進税の単価} + \text{原子力バックエンド過去分相当の単価} \\ = \text{標準接続送電サービスの電力量料金単価 (円 / kWh)}$$



【ご指摘事項 3】 低圧託送の時間帯別料金における昼夜間料金の差

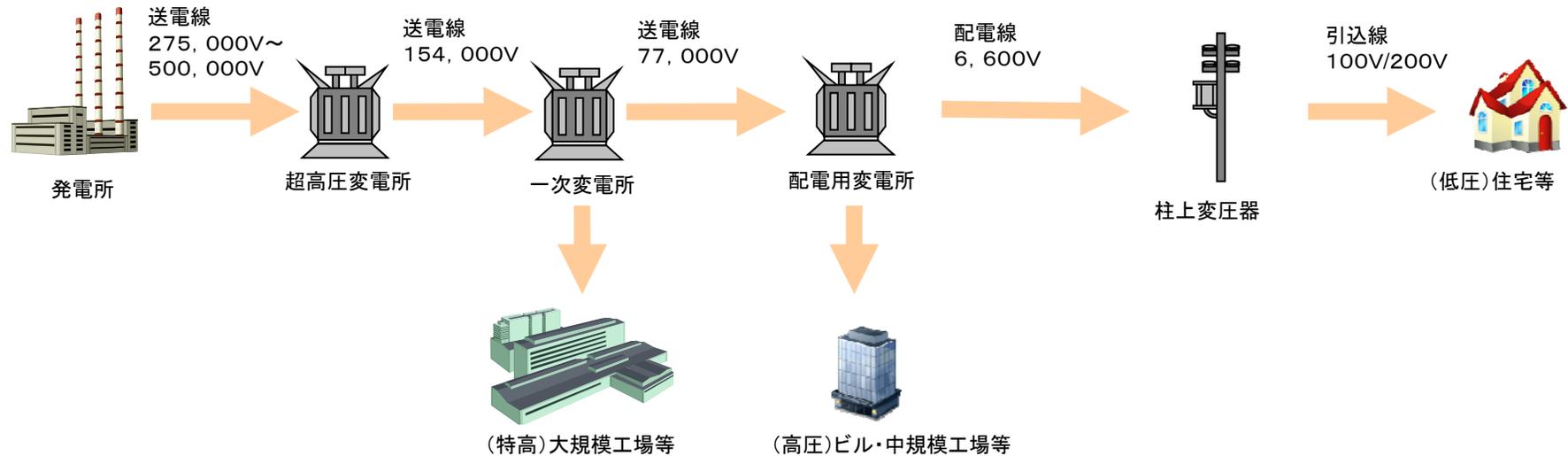
- 申請中の特別高圧・高圧・低圧における各電力量料金単価および時間帯別接続送電サービスにおける昼間単価と夜間単価の差は以下のとおりとなっております。
- 低圧においては、標準接続送電サービスにおける電力量料金単価の水準が相対的に高くなっているため、昼夜間の固定費負担格差で昼間単価・夜間単価を設定した場合、特別高圧・高圧に比べて昼間単価と夜間単価の差が相対的に大きくなっております。

<電力量料金単価（税抜、円/kWh）>

	標準接続送電サービス	時間帯別接続送電サービス		
		昼間単価	夜間単価	(昼間単価 - 夜間単価)
特別高圧	1. 1 2	1. 1 8	1. 0 3	(0. 1 5)
高圧	2. 3 8	2. 6 1	2. 1 2	(0. 4 9)
低圧（動力）	4. 6 5	5. 1 5	4. 0 5	(1. 1 0)
低圧（電灯）	7. 3 3	8. 1 8	6. 3 4	(1. 8 4)

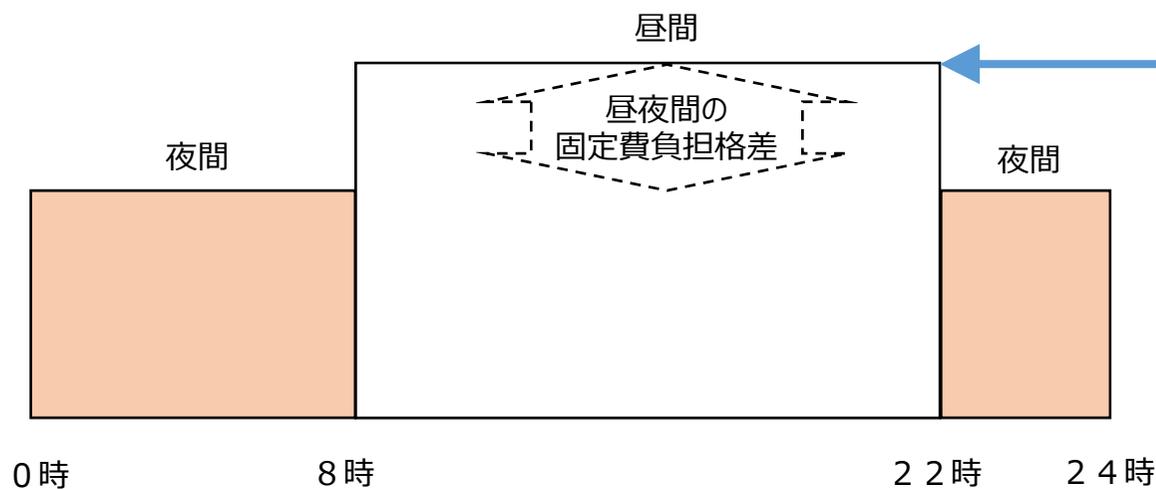
■ 昼夜間の固定費負担格差について、送電設備・配電設備等の設備毎に格差を設定する方法も考えられますが、高圧配電設備は高圧・低圧需要で一体的に利用しており高圧需要による利用状況を勘案することが適当なこと、低圧固有の原価である低圧配電費が低圧託送料金原価に占める割合は約 10%程度であることから、送配電設備全体の利用における昼夜間の固定負担格差で料金設定を行うことには一定の合理性があると考えております。

＜各電圧への供給イメージ＞



	送電費・受電用変電費等	高圧配電費・配電用変電費	低圧配電費	その他 (需要家費等)
各電圧への供給に使用する設備イメージ	特高・高圧・低圧	高圧・低圧	低圧	共通
低圧原価に占める比率	29%	32%	10%	29%

- 送電サービス料金については、省令において、「送配電関連設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営が見込まれる場合には選択料金を設定することができる」旨が記載されていることを踏まえ、事業者設定基準を届け出て、送配電設備の効率的な使用を促すべく、設備の利用状況の格差を反映した時間帯別送電サービスを選択制として設定しております。
- 具体的には、送配電設備を需要のピークに対応するように形成している実態を踏まえ、特別高圧・高圧託送と同様に、送配電設備全体の利用における昼夜間の固定費負担格差を用いて、時間帯別送電サービス料金を設定いたしました。



※昼間時間は、毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、休日扱い日（日曜祝日等）に定める日の該当する時間を除きます。
※夜間時間は、昼間時間以外の時間をいいます。